

第68回議会運営委員会記録

令和3年6月7日

【開催日】 令和3年6月7日（月）

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後3時

【出席委員】

委員長	長谷川 知 司	副委員長	伊 場 勇
委員	河 野 朋 子	委員	高 松 秀 樹

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小 野 泰	副議長	矢 田 松 夫
議員	杉 本 保 喜	議員	山 田 伸 幸
議員	吉 永 美 子		

【執行部出席者】

なし

【参考人出席者】

参考人	高 橋 泰 男	参考人	樋 口 晋 也
-----	---------	-----	---------

【事務局出席者】

事務局長	尾 山 邦 彦	事務局次長	島 津 克 則
主査兼議事係長	中 村 潤之介	議事係主任	原 田 尚 枝

【付議事項】

- 1 令和3年第2回（6月）定例会に関する事項について
 - (1) 山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について・・・資料1
 - (2) 議案第53号山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての本会議での採決方法について
 - (3) 議事日程案について
- 2 陳情・要望書について
 - (1) 高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情について
 - (2) 高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情および陳情等による

参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

(3) 陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について

3 モニター意見について

4 その他

(1) 9月定例会日程案について・・・資料2

(2) 全員協議会の開催日

午後1時30分 開会

長谷川知司委員長 第68回議会運営委員会を開催します。本日の付議事項は、お手元にあるとおりです。それでは付議事項1、令和3年第2回（6月）定例会に関する事項について。(1)山陽小野田市議会委員会条例の一部改正について。

中村議会事務局主査兼議事係長 それでは付議事項の1の(1)についてです。委員会条例の一部改正については、前回の議会運営委員会において、新旧対照表の形式で改正前と改正後を示しております。委員と議員それぞれ特に御意見は届いておりませんでしたので、この案で上程したく、資料1として本日提示しているものです。資料1の議案のところだけ読み上げます。委員会提出議案を考えておりますので、提出者は議会運営委員会の委員長名にしております。山陽小野田市議会委員会条例の一部を改正する条例。山陽小野田市議会委員会条例の一部を次のように改正する。第3条第1項中押印を記名押印に改めるというものです。

長谷川知司委員長 ただいま事務局から説明がありましたが、これでよろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）では(2)議案第53号山陽小野田市立保育所条例の一部を改正する条例の制定についての本会議での採決方法について。

中村議会事務局主査兼議事係長 今説明がありました件名の分の説明です。当

該議案には山陽小野田市議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止等に関する条例第2条第2項に規定する福祉施設の廃止があるため、地方自治法第244条の2第2項による特別多数議決となります。つまり、3分の2以上の賛成が必要ということになります。なお、投票については、記名投票（青票白票）にて行うこととなります。

長谷川知司委員長 事務局から説明がありました、何かありますか。

高松秀樹委員 特別多数議決で記名投票にて行うという説明でしたが、これは記名投票と無記名投票の規則的なものが何かあったんですかね。

中村議会事務局主査兼議事係長 ちょっとすいません質問の趣旨に答えられていないかもしれませんが、一応会議規則第71条にあるのが記名投票になります。可とするものは白票、否とするものは青票を投票箱に投入しなければならないとなっております。次が無記名投票で、行う場合には、という文言となっております。原則どちらかという御質問ですか。（発言する者あり）そこはまたすぐお調べします。すいません。

長谷川知司委員長 これはちょっと置いておきまして、次に行きましょう。(2)について、ほかにはありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、(3)に行きましょう。議事日程案について。

中村議会事務局主査兼議事係長 (3)議事日程案についてです。委員会条例と会議規則も一部改正があり、これももう既に議運の中では確認が済んでおるものになります。ともに委員会提出議案として提出することになりますので、6月15日の火曜日に10時から本会議を開会しまして、まず付託案件に対する委員長報告から採決まで、そして、選挙管理委員会の委員の選挙と同補充員の選挙、そしてその後に委員会提出議案2件を一括上程して、提案理由の説明、質疑、討論及び採決までということ、日程変更部分をアンダーラインで示しております。終わりまして、閉会

中の調査事項についてということで変更はありません。

長谷川知司委員長 委員会提出議案2件が途中に入ることですので、このことについて何か質問がありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、(3)は了解ということです。次に、陳情・要望書について。(1)高橋参考人の不穏当発言の議会对応についての陳情について。皆様方については、もうお手持ちの資料があると思いますので、これについて一つずつ行きたいと思います。1、2、3、4と書いてありますので、これを言いますね。1、高橋参考人による不穏当発言の特定。2、高橋参考人による不穏当発言について議会への謝罪文の提出を求める決議。3、高橋参考人による不穏当発言について新市場開設者への謝罪文の提出を求める決議。4、高橋参考人の不穏当発言の取り消し。以上、この4件について、皆様方から意見をお聞きします。

伊場勇副委員長 これは前回その意見等々を出していただいて、事務局でまとめていただいたところですが、事務局から、見解をもう一度ちょっとお聞きしたいということがあったと思いますので、お願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 もう、既に3月に議運で議論していただいたところで、ちょっと遅くなったんですが、陳情者に対しての回答を議運の記録から作成しておりました。その中において、ちょっとこれはもう一度議運で議論していただいたほうがよろしいんじゃないかなというところが出てきましたので、今日再度提示するものです。この方から出ている陳情書は中に細かく四つありました。そのうちの二つ目については、議会運営委員会の中では、参考人から議会への謝罪文の提出は必要ないという結論になったと思います。また、三つ目については、民間同士の話であるので議会は関与できないというような結論になったかと思えます。また四つ目については、既に産業建設常任委員会で措置済みであるという結論になったと思います。最初の一つ目についてですが、議運の中では、一応ちょっと記録から抜粋すると、通常は議会運営委員会で不

穏当発言を特定していくが、委員会が既に公開になっており、不穏当発言はそこで特定すると、更に不穏当発言を重ねることになり、特定は難しいという結論になっておりました。ただ、これでいくと、議会運営委員会で不穏当発言の特定がもう何か一切できないような捉え方になりかねないので、そこをもう少し皆さんで議論していただいて、陳情者に回答すべきではないかなと思ひまして、提示するものです。よろしくお願ひします。

長谷川知司委員長 事務局から説明がありましたが、皆様方で特に1について意見があれば。確かに今後できない状態ですね。

山田伸幸議員 本人からの申出で、訂正なり撤回なりのことがあったと思うんですけど、それがどの部分を指すかというのが、もう特定されて、そういう措置はされたんでしょうか。

長谷川知司委員長 もう1回お願ひします。

山田伸幸議員 だから、その不穏当とされる部分についての特定と、本人から取消しの申出があったと思うんですけど、そこはもう取り消された上で記録の調整が行われているのかどうなのか。その点いかがでしょうか。

島津議会事務局次長 御本人様が指定して、発言を取り消されたと記憶しております。

長谷川知司委員長 その箇所が特定されて消されたということですね。

島津議会事務局次長 はい、指定して、取り消されております。

長谷川知司委員長 ということです。

伊場勇副委員長 不穏当発言ということを議運で特定するに当たり、今回の場合は、参考人の方が自ら取消し済みということなので、議運としては、ここが不穏当発言だと特定はせずとも今のところは問題ない状況になっています。しかし、議運でも特定しなきゃいけない事案が今後発生すると思うので、回答の書き方とすれば、今回の事案については特定が難しいという結論ですが、不穏当発言を言ってしまうと、それそもそもが不穏当発言になってしまうので、今後、事案によっては、不穏当発言の特定の取扱いはちょっと慎重にならなきゃいけないと。今回のこと以外のことであれば特定することもあるんじゃないのかなと思います。

長谷川知司委員長 確かに、特定しないといけない場合は出てくるかもしれませんね。これについては、一応今回はこうだったということで終えたいんですが、将来にわたってまで、どうですか。

高松秀樹委員 高橋参考人による不穏当発言の特定というところは、特定されているのかされていないのかといえ、もう特定されているはずですが。問題は、その特定部分を議会運営委員会の中で、ここだというふうに言うことができないに思っております。その場合に、例えば、今回の発言については、事実に基づかないものであるとか根拠が薄いものであるとかという箇所があるというふうにとどめることだと思っています。副委員長が言うように、ここでそのものを発言することによって、不穏当発言が繰り返されるということになりますので、結論的に議運の場で特定ができるかできないかという、できないという形でいいんじゃないかなと思います。

長谷川知司委員長 特定ができないという意見がありました。（発言する者あり）ここで言えないということですね。

山田伸幸議員 あわせて、録画がされていると思うんですけど、その扱いは現在どうなっているんでしょうか。

島津議会事務局次長 通常、委員会中継は編集等を行っておりませんが、今回、発言の取消しがありましたので、その音声を修正しまして、発言がないようにして今は流しております。

長谷川知司委員長 では、ちょっと確認しますね。1については、議運では特定しないということになりますね。はい、ちょっと違いましたか。

高松秀樹委員 特定というのは、つまりこういうふうに言ったからここが不穏当発言だという言い方ではなくて、例えば事実に基づかない発言がありましたとか、そういうふうにやらないと、一体恐らく何がどうなっているのか分かんないんじゃないかのかなと思います。だから不穏当発言にはいろんな要素というか要件がありますよね。例えば相手を不快にさせた発言があったことにつきとか、そういう形で言うしかないかなと思います。

長谷川知司委員長 そのものの特定ではなくて、どういう内容であったということは言う。内容というのは不快であるとか事実に基づかないとか、そういうような内容では言いますが、その不穏当な言葉そのものは、議会運営委員会では特定できないという理解ですね。

高松秀樹委員 今の説明の仕方というのは、議長の議事に関する標準次第書も恐らく同様な書き方をしてあるはずなんですよね。だからそれを参考に同じように入れたらいいと思っています。

長谷川知司委員長 高松委員から話がありましたけど、一応議長の資料を参考にして……(発言する者あり)ちょっと待ってくださいね。二、三分休憩します。

午後 1 時 4 6 分 休憩

午後 1 時 5 0 分 再開

長谷川知司委員長 では休憩を解きまして、委員会を再開します。先ほどありましたが不穏当発言の特定についてですが、この不穏当発言の特定ということは、議会運営委員会ではそのものの特定はしませんが、その部分に分かる形で、どういう原因が不穏当であったというような形で申して、その場所が分かるような形では皆様にお話しします。そのものの認定はちょっとできないですけど。はい、ちょっと勘違いですか。

河野朋子委員 結局、不穏当発言自体を指摘して、この部分が不穏当ですよという指摘はできないし、個別の語句を指摘するということが難しいんだけど、不穏当発言があったという事実を認定するのは、議会運営委員会ですという解釈でいいんですかね。

長谷川知司委員長 河野委員が申したことでいきたいと思います。

島津議会事務局次長 先ほどの記名投票、無記名投票の件なんですが、本市の場合は、皆さんに後から、議決結果が分かるように、議員個人の議決結果を公表しております。そこでもう個人ごとの賛成か反対が出ますので、これまで、わざわざ無記名投票にしてきたことはありません。それで、事務局としては、もう最初から記名投票ということで提案させていただいております。（発言する者あり）

長谷川知司委員長 慣例としては今言われたとおりですけど、一応先ほどの件はこれでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）参考人についてもそれでいいと。陳情の中の 2、3、4 は先ほど事務局から説明があったとおりでよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、2に行きましょう。

(2)高橋参考人の不穏当発言の議会対応についての陳情及び陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書について。

高松秀樹委員 長文なんですけど、この陳情者が言いたいことは、番号の1と2に書いてあるところだと思うので、それを中心に議論を重ねるべきだと思います。まず1は、陳情の取り上げ方について、最後の行に、憶測だけで出された陳情はそもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます、と。これがまず一つだと思います。二つ目は、陳情の内容について。これも最後の行に、議会においてはこのような新陳情に貴重な時間を割くべきではないと考えます、と。この2点について、しっかり議論をすればいいのではないかなと思います。

長谷川知司委員長 高松委員から、この陳情書の問題の進め方について提案がありました。それで行っていいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、1、まず陳情の取り上げ方について。ちょっと文章を読みますね。「一連の陳情には、このような事実があるのでしょうか。あたかも、などと書かれており、事実関係の調査や裏付けを行った形跡は全くなく、憶測に基づいているもののようです。議会は個人的な感情や自己顕示欲を満足させる場ではありません。憶測だけで出された陳情は、そもそも議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えます。」。どうでしょうか。2も含めての考えなんです。今までは、陳情があれば、要するに書式と内容が整っていれば全て受け付けておったということなんです。この1、2を見れば、一応預かりにして、後で中身をよく精査して受け付けるべきかどうかということも含まれているんじゃないかと思いますが、ちょっと私の勘ぐり過ぎでしょうか。

河野朋子委員 議会運営委員会で陳情の取り上げ方について問題提起をされていると思うんですね。個別具体的な陳情を指して、こういうのは取り上げるべきじゃないと言われているんですが、そこのところだけじゃなくて、今後、議会運営委員会が陳情をどのように取り上げていくか、そこに何か一定の何かルールがあってもいいんじゃないかということを考えるいい機会だなとは思っています。ただ、個別に取り上げるべきじゃない

とか何とかかということに対しては、ちょっとなかなか回答はしにくいんですが、議会運営委員会として、受け付けた陳情書を全てここで取り上げ、どこで審査するかという振り分けをするだけの役割でいいのか、あるいは議論した上で、この陳情を取り上げるべきかどうかとするのか。そこがすごく難しく、機械的に受け付けるのは簡単なんですけど、逆に、これはおかしいとかという判断も何かすごく難しいというか、かなりそれはまた大変な課題じゃないのかなと思います。それが議会運営委員会でしたほうがいいのかどうかという議論、どうなんですかね。すごく難しい話なんで、簡単に答えも出ないんですけど、いかがでしょうか。

山田伸幸議員 **当初、議会基本条例で開かれた議会ということを想定したときに、参考人の発言をそこまで重要視するようなことは想定していなかったと思うんですね。**だから、善意なる市民による、善意なる様々な陳情が行われることを議会として、大いに議論に乗せていくべきだということで作られていると思うんです。ただ、それが御本人も削除を申し出ておられて、なおかつ、それではおかしいんじゃないかというような形でまた陳情が出されるようなことを想定していなくて、マニュアルも何もない中で、私たちがこれを議論するとなると、その辺は何か基本的なルールのようなものがちょっと必要かなと思いました。

矢田松夫副議長 基本的にやっぱり議会運営委員会の任務は何なのかというところをしっかりと踏まえて議論していかんと、出されたものについてどうするかじゃなくて、やっぱり議長が議案とか陳情、請願とかを含めて、これを議会運営委員会にお願いしますよと、いわゆる諮問するというんかね、お願いしますとした、その前の段階をどうするかということをきちっとしていかんと。今回もう上げてしまったわけですから、議会運営委員会ですなさいよと。議題として出したわけでしょう。だから一定程度の結論を出さなきゃいけないけど、基本的にはですよ。だけど、その前の段階、例えばここに書いてあるように憶測とかですね、「じゃろう」とか

「かもしれん」とかということは、議員としてもそういうことはしちゃいけませんよというのがあるわけですね。だから、やっぱり議運に出す前にそういう振り分けをしっかりと精査していかんと、何もかも議長宛てに来たものを議会運営委員会に出すこと自体がもう間違いなんじゃないかというのを、少し河野委員の意見に足して言いたいです。

高松秀樹委員 結論から言うと、この陳情の受理を拒否できないとっております。それには要件があって、地方自治法とか会議規則とかにのっとった様式手続を取ること、そして、さらに平穩に提出することによって、受理を拒否することは不可能だと思っております。だから、ここに書いてある議会運営委員会で取り上げるべきではないと考えますというところは、今この議会では、また地方自治法上は無理だと思っております。

長谷川知司委員長 受け付けざるを得ないということですね。

河野朋子委員 そうですね。この件と、本当に今後、議会運営委員会が陳情をどのように取り扱うかとかルールを作るべきとかということとをちょっと分けて考えないといけないと思います。私も最初を振り返るとちょっと混同していたかなと思います。この回答はシンプルに、現時点でのルールを持っていない状態で、出された陳情は形式がちゃんと整っていれば受け付けるということなので、これに関してはそうなんですけど、それとさっき言ったことは今後のいろいろ問題が出てきた現状で、確かにちょっと考えなくちゃいけないということを分けて考えないといけないと思いました。現時点では取り上げざるを得ないというか、取り上げるべきというか、そういうことはできませんということにはなりますよね、回答としては。さっき言われた、議長のところはどうとかありましたけど、それはまた更にハードルが高いというか難しい問題です。合議制である議会運営委員会でも、これはどうなのかとまたちょっと悩むところで、それを議長一人の判断でとなると、本当はかなり申し訳ないけど独断になるので、そもそも本当にふるいに掛けるのがどうなのかという問

題もあるし、これはちょっとかなり難しい問題です。この1に対しては、シンプルに取り上げざるを得ないというか、取り上げないということは難しいという話ですよね。

高松秀樹委員 議会運営委員会で取り上げるべきではないと書いていますが、実際陳情というのは、もちろんいきなり議運に来ませんよね。受理して、議長が議運に諮問するという手続を取っているわけです。私個人の意見なんですけど、柔軟に考えて、受理して、議長が議運に諮問するかどうかというのは、これは別問題だと思うんです。柔軟に考えるとですね。形式的には、議長が議運に諮問し、そして議運で考えてくれということになるんですけど、恐らく全てがそれに当てはまらない可能性だってあります。でも大原則は、まず受理はしないとイケない。そして、受理したものについては議長がどうするか考えて、議運に諮問してくるという話になります。だから、議運に諮問してくれば、議運は送付委員会を決めるにとどめていきますので、議運で取り上げることになるというこういう格好になるんじゃないかなと思っています。

長谷川知司委員長 私がごっちゃにしたんで、ちょっと整理しますね。今出されている陳情書については、先ほど高松委員が言われましたように、やはり議会運営委員会で取り上げざるを得ないという回答をして、それでもう2は同じように、やはりきちんと審査して回答すべきだということだと思いますかね。

高松秀樹委員 だから議運で取り上げて送付委員会を決めますよね。例えば産業建設常任委員会に送付されて、その中で陳情書としてどうなのかということなんです。必ず回答を作るんですが、全て前向きな回答を作るという話じゃないんですよ。もちろん答えられないというものもある。そういうのも含めての回答という意味であると思います。

長谷川知司委員長 この今議題については、今のような回答でいいですかね。

それとは別に、私がさっきちょっと先走ったんですけど、これは、今ある陳情制度のちょうど問題提起のような形にちょっと感じたんですね。これについては、ほかの例で私も勉強したんですが、書式が整っているから受け付けるというのではなく、まずそれを預かりということにして、預かって、それから内容を精査して、これは受け付けますよ、これは議会としてはちょっと違うんじゃないかなとかいうような答えを出すなら、預かりにしておけばそういう形でできて、そこで正式にいいものは受理して、議運の中で担当委員会を決めるということができると思うんですが、どうでしょうか。

高松秀樹委員 事務局にお聞きしますが、今委員長が「預かり」という言葉を使いましたが、陳情書で預かりの状態が存在し得るんですか。

島津議会事務局次長 公文書は全て受付処理を行いますので、基本的に預かりというのはないかなと思います。

中村議会事務局主査兼議事係長 さっき高松委員がおっしゃったことが、大原則と言えばやっぱり大原則だと思うんです。過去に議運でどこかの市の陳情の取り上げ方をちょっと説明したことがあります。郵送は一切受け付けないような市があったりだとか、直接持ってきた陳情のみ受け付けたりだとか、ただ本市は議会基本条例にも請願や陳情をうたっていますので、まず大原則はそこがあるんじゃないかと思います。その中で、例えば議運でどここの委員会で調査してくださいと決まりましたと。そこで審査できないのであれば、それなりの審査をその委員会でしてそれを回答すべきと思います。議員としては、なかなかそういう回答は出しにくいと思いますけれども、実際審査できないものについては、そのような回答を出さざるを得ないときも来るんじゃないかなと思います。

山田伸幸議員 今の趣旨はよく分かりますけれども、やっぱりもうこれはもう議会運営委員会以外では当然取り上げるべきところはないと思いますの

で、それはそれで正しく行われていると思います。ただ問題は、回答をどのようにするかということになるんじゃないですか。だから、それなりの意見をみんなが言って、取りまとめていただくしかないと思います。

高松秀樹委員 要は請願を思い浮かべられたら分かると思うんですけど、いろんな陳情によって、しっかり回答を出すのか、例えば審査不要だとか、いろんな方策があるはずなんです。それはその度ごとにやっていけばいいと思いますし、今回の陳情はちょっと取り上げるべきではないと考えますと、これについての議運の考え方を出せばそれでいいと思います。

長谷川知司委員長 今あるこの陳情については、先ほど回答はもう出たと思いますが、今後についてちょっと私が言ったことについては、別の機会で話すということにしましょうか。今ここで皆さんごちゃごちゃになってはいけませんので。いいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、これで(2)は終わります。次は2の(3)です。陳情等による参考人の発言の責任の所在等に関わる陳情書です。聞かれていることは、1、議会における参考人による不穏当発言の対処方法について明確にすること。2、不適切な発言があった場合の、上記1に関わる責任の取りについて明確にすること、ということです。これについて意見はありますか。

山田伸幸議員 基本は議会がお呼びした参考人の発言に対して何か問題があるときは、その場で委員長なり議長なりからそれはちょっと精査させてくださいみたいな形が取ればいいんですけど、もうそういったことも何もされていなかったら、後の対処というはなかなか難しいです。記録もない中で、それをやらざるを得んですよね、実は。そういう状況なっていますよね、現在。だからこの回答といいますか、基本的な考え方として、できるだけ参考人の意見は尊重するということであるけれど、そうでない場合もあった場合ですね、それをきちんと議会において、その部分は削除させていただきまますといったことが必要かなと思います。よほどの場合ですね。

高松秀樹委員 議会における参考人による不穏当発言の対処方法について明確にすることと書いていますが、これは会議規則上だったか、既に明確になっておると思います。つまり、議員の不穏当発言についてのみ議会は対応できると書いています。つまり参考人、執行部も一緒なんですけど、これについては要請しかできませんので、直感的にそこで委員長が要請することもできます。しかし、その要請については強制力がありませんので、最後には発言を行った者が取消しの申出をするという格好しかないと思っております。

長谷川知司委員長 ほかにありますか。その場で不穏当と判断できるような言葉であればいいんですけど、なかなか後から考えないと分からない場合もありますので、難しい問題ですが、そのときの委員長なり議長なりが注意しておくしかないですね、その場では。後で高松委員が言われたような形になると思います。

高松秀樹委員 事務局に確認ですけど、こういう参考人、要は議員以外の発言者が不穏当発言をする場合があると思うんですけど、そういうときの措置として、議会側から、通常は委員会が多いんで委員長から不穏当発言の取消しを要請できますか。

島津議会事務局次長 本会議については議長から執行部に対して要請するので、それと同様であれば、委員会についても委員長が参考人若しくは執行部の発言に対して要請することができると考えます。

高松秀樹委員 ということはそれ以上ができないと。つまり不穏当発言の留保発言もあり得ないということになるんですよね。留保というのは、不穏当な部分があったと思われるから、後日、会議録を精査の上、措置しますという話になると思うんですけど、つまり措置できないですよね、委員長も議長も。つまり留保発言もないと思っていいいんですか。

島津議会事務局次長 本会議を参考にすればそのように思います。ただ、正確に調べたわけではないので、一応、本会議を参考に発言しています。

長谷川知司委員長 ただ参考人については、参考人に対してどこまで言えるかというのがあるんですが、高松委員は、それは参考人に対しては該当しないということですかね。

高松秀樹委員 会議規則上も、参考人つまり議員以外に対しては対応することができないと記憶しておりますが、会議規則のどこにあるかを覚えていないので、すいません。

中村議会事務局主査兼議事係長 地方自治法の第129条です。第1項を読み上げます。普通地方公共団体の議会の会議中、この法律又は会議規則に違反し、その他議場の秩序を乱す議員があるときは、以下、これを制止発言を取り消させとなっておりますので、これが議員対象ということから類推で委員会という話で説明したということだと思います。

高松秀樹委員 今事務局が説明したように、地方自治法の第129条に秩序を乱す議員があるときは、議長はこれを制止と。つまり、ここが議員だと思っんですよ。議員以外は該当しないと地方自治法は規定していると考えると、参考人又は執行部もこれに当てはまらないということになりますので、取消し措置もできないということになるのかなと思っています。

長谷川知司委員長 これはあくまでも議員を対象に言っていますからね。

河野朋子委員 あくまでも今回の場合は参考人自ら申し出て発言を取り消したいと言われて、しかもそこがちょっとというようなことを言われた場合は受けますが、例えばそれがおかしいなと思っても、今の発言はおかしいですよという指摘ができない、もちろん訂正、取消しもできないとい

うことですよね。となれば、もうこの回答は明らかにできますよね。

中村議会事務局主査兼議事係長 一応お答えします。さっきの規定は、自らの場合で、議会運営を考えて議会側からその勧告みたいな形ではできません。ただ、それに従うかどうかは執行機関次第、それが、参考人も同様に考えればということから、議員以外はそうなるんじゃないかなということころだと思います。

長谷川知司委員長 では、ちょっと皆様の意見をまとめたものを言います。まず1については、不穏当発言については、参考人については、議会としては命令できないということですね。要請はできるが命令はできないということでもいいですかね。(発言する者あり)そこを上手にちょっと書いていただきましょう。2、不適切な発言があった場合、上記1に関わる責任の取り方について明確にすること。これは同様に、できないということですね。あくまでも要請しかできないということですね。

伊場勇副委員長 参考人に来ていただいたときに、責任の所在等もちちゃんと明確にしてほしいということをおっしゃっていましたが、今の協議を鑑みると、やっぱり所在はやっぱり言われた方、参考人の方にも責任があるんだなというふうには思っています。以上です。

長谷川知司委員長 議会の責任は、そこまで責任は及ばないということでもいいですね。では、一応2の陳情・要望書についてはこれで終わりたいと思いますが、ここで換気のため10分間休憩ということで、2時半から次を行います。

午後2時22分 休憩

午後2時33分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。3、モニター意見について。これは今までモニター意見に対して回答しておりますが、その中で「検討します」ということも結構入れております。そうした中で、検討しますというものを、今からのこの委員会の中で検討できればということで、どういうものがあるというのを事務局から順に言っていただいて、皆さんの意見を聞きたいと思います。では、事務局から、古い順に言っていただけますか。

中村議会事務局主査兼議事係長 平成30年8月29日にあった意見の中で、五つほどちょっとまだ回答が途中というか、これでいいか議論していただきたいと思うところがありまして、抜粋しておきました。まず一つが、8月29日の最初のほうにあったのが、議員報酬と政務活動費についての質問に対する回答は、今後議論の参考にさせていただきますとあったが、その後、取組はどのようなものだったかというところで、そのときの回答は、先進地の状況を参考にしながら、特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討します、となっております。検討しますという回答のままでしたので、議論していただいたほうがいいのではないかということで申しました。

長谷川知司委員長 一つずつ行きましょう。

中村議会事務局主査兼議事係長 委員長、ほかにもちょっとあります。では、まず一つ、ここまでということで。

長谷川知司委員長 取りあえずこれで行って、後で行きましょう。3年前の平成30年8月29日にあった意見で、先進地の状況を参考にしながら、特別委員会あるいは第三者機関などで議論することを検討しますとしていました。今この状態では動けませんが、今まで私たちもこれについては具体的に検討してきていないと思います。これについて、皆様方から何か意見がありましたら。

吉永美子議員　まず議員報酬につきましては、基本的には報酬等審議会から諮問していただくようになっているので、議会自らが議員報酬とはこれでいいのかという議論をするのは、なかなか難しいと思います。しかしながら政務活動費については、やはりこれまで議論してきていなかったところでは、やっぱりもう3年近くやらずにいて、ちょっといけなかったのかなと思います。これはやはり、今後、次の議会とかにずっとつながることでありまして、今結論は出せませんが、本当にこの意見を真摯に受け止めて、在り方について議論を進めていかなければならないと思います。今日、結論は出ないと思います。

長谷川知司委員長　吉永議員からありましたが、今後精力的にやっぱりやっていくべきだという形でいいですかね。いや、もう3年も結論が出ていないですからね。

高松秀樹委員　そうですね、3年もたっていて、誠に失礼な話ですよということなんですけど、まず報酬です。議会基本条例にもうたっております。条例改正になるんですけど、もちろん報酬審の中でやっていますが、議会側が条例改正を提案する場合は、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度などを十分に活用し、明確な改正理由を付すものとしますと。政務活動費も同じ内容でうたっています。つまり一朝一夕には答えが出るものではなく、しっかり審査、審議していかなくちゃならない。一般的には特別委員会等を設置してやるので、本当は早くやっておけばよかったんですけど、もう9月の改選も近いということを考えて、今の時期にこれを立ち上げてやるというのは恐らく現実的ではありません。このことに関しては改選後の申し送りという形で、先延ばしするしかないと思っております。特に議員報酬の場合は、たしか議員報酬の改正を視野に入れて、議会基本条例上は附属機関の設置をうたったと思っています。でも、結構重たいもんなんです。さあ、上げましょうか下げましょうかということにはいかないので、私は改選後の申し送りということにし

たらどうかと思います。

長谷川知司委員長 高松委員から改選後に行うように申し送るという意見がありました。

伊場勇副委員長 その後の意見としても、議員活動を保障する意味では政務活動費のアップが大切だとか、議員報酬というものは若い世代、子育て世代等々が議員に対して興味を持っていただける一つの原因になるかと思っています。それも含めて、そういう意見があったということも併せて申し送りとして次期に回したらいいかなと思います。

長谷川知司委員長 この意見を出された方には誠に御無礼なんですが、今言われた形でよろしいでしょうか。今からやっても、ちょっと途中で改選がありますからね。

杉本保喜議員 今からやるとしても、何を申し送りにするかという項目を挙げるぐらいしかできないと思うんですね。だからその辺を、我々の現役がどこまでやって申し送るか、それとももうゼロから申し送るのか。例えばこういう問題がありますよ、あとよろしくという格好にするかということだと思うんですね。

高松秀樹委員 杉本議員が言われたが後者のほう、ゼロベースで先送りというか次にお任せすべきだと思います。

長谷川知司委員長 今の高松委員の意見でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 次は子育て支援の関係だったと思います。熊本市の公務における子育て支援策について、議会運営委員会において今後検討してまいりますというものです。このときにそういうことだった

が、どうなっているのか、具体的な状況についての説明を求めるところで、そのときの回答が、これから検討してまいりますという御回答をしておりました。ちょっとその後、議運で議論をしていなかったのではないかということで、ここに出しました。

山田伸幸議員 記憶にないんですけど、熊本市の公務での子育て支援策というのが、どういたものだったんですか。

長谷川知司委員長 事務局から分かる範囲で答えられますか。確実になくていいですけど。

島津議会事務局次長 熊本市議会である女性の議員の方が本会議場に自分のお子さんを連れて入られて、いろいろ議論になったと記憶しております。

高松秀樹委員 熊本市を含めて、まず先進地事例を研究することから始めましょう。

河野朋子委員 これはすごい大事な問題というのは分かるんですけど、本当に議運に次から次にいろんな課題があって、さっきの報酬等の件もそうですけど、次々に来る難題に対して特別委員会を立ち上げたり、もういろんなことに取り組んでいた結果、子育て中の議員もいないし、今、取り急ぎそういった事案もなかったもので、どうしても目の前の優先順位を大事にしていったらこうなってしまっただけで、別にこれをわざとのけていたわけじゃなくて、そういうふうに自然に順番が後になってしまったということです。取り急ぎすぐ取り掛からなくちゃいけないのかと言われてたときに、ほかにもまだたくさんあったらどちらを取るかということでこうなってしまったということなので、検討しなくてはいけないことにしても、その辺がすごく難しいのかなと思っていて、これから検討していきますとしか答えがないかなと思いました。

山田伸幸議員 ひょっとしたら次の選挙でそういった方が立候補されるかもしれないです。

長谷川知司委員長 どちらにしても今までちょっと私たちも検討していなかったんで、こういう意見がありました。これについても今後やっぱり問題意識を持って私たちが検討していかなければいけないことだと思います。そういうことで、今までどおり、これから検討していくということで行くしかないかなと。

山田伸幸議員 委員長が先ほど言われたように、重要な問題であるので、先進事例も参考にしながら、早めの回答、答えが出るように検討してまいるぐらいでいいんじゃないですか。

長谷川知司委員長 今の山田議員の意見でよろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）では、次に行きましょう。事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 今のは、ちなみに本市も会議規則を、一応女性をはじめとする多様な住民が議員として活動するに当たってうんぬんとかというところもありますので、ちょっと別件ではありますけども、全国的に対応しているところもあるんじゃないかということはあるかと思います。一応申し添えておきます。

長谷川知司委員長 次の二つはもう終わっているんじゃないですか。平成30年11月27日のやつはどうですか。

中村議会事務局主査兼議事係長 同様の意見が、3か月後にもたしか出ておりましたが、同じような回答でよろしいんじゃないかと思います。

長谷川知司委員長 次に行きましょう。3、同じく平成30年11月27日ですね。（発言する者あり）ちょっと整理しますので、2分ほど休憩させ

てください。

午後 2 時 4 7 分 休憩

午後 2 時 4 9 分 再開

長谷川知司委員長 では、休憩を解きまして、委員会を再開します。それでは平成 3 0 年 8 月 2 9 日の検討課題を、事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 このときは、ちょっと失礼ですが今杉本議員もいらっしゃるので聞きにくいかもしれませんが、一応申し上げます。このときは、前段は、法律においては、罪刑法定主義が原則です。何の罪が適応されるのかを明確に示していただいて、市議会においても、その基本スタンスで運営されないのでしょうか。でないと、民主主義を脅かす魔女狩りのような事態も出てくるので、看過できません。政治倫理審査会において、杉本議員の件がありましたが、その当時は根拠が示されていないということで、このような陳情を出されて、モニター意見が出されました。その際の回答としては、政治倫理審査会の審査結果報告書にありますように、適用条項は条例第 3 条第 1 号ということで、ちょっと以下省略しますが、具体的な措置が規定されておらず、不備があったと考えるので、考えますと。他市を参考にしながら、政治倫理条例の改正を進めてまいりますと、このときはそのように御回答しました。その後、恐らく令和元年 9 月に、議長の注意と謝罪文の朗読というのを条例の中に追加したというところまでが、現在の状況ではないかなと思います。

伊場勇副委員長 その 2 年後になりますが、令和元年 9 月 2 7 日に改正しましたので、このことで、今後対応していければいいのかなと思っています。ですので、この件については、改正したという確認をこの場ですればいいかなと思っています。

長谷川知司委員長 1年後ですね。今の意見でいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、もう一つ、8月29日に議題があったと思います。それをお願いします。（「一緒」と呼ぶ者あり）一緒ですね。では、二つ一緒ということで、そのようにします。ほかにはまだありますが、モニター意見については、今日はここでちょっと終わりたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）次回も後で決めます。4、その他について。事務局からお願いします。

中村議会事務局主査兼議事係長 早い話ですけど、次の9月定例会の日程案についてお示ししています。執行部と調整しまして、資料2にありますとおり日程案を組んでおります。ざっと説明します。8月24日火曜日を本会議初日で予定しています。この日に、会期等もいろいろ考えまして、例年の本会議初日を考えると午後の少し時間が空く可能性がありますので、決算概要の説明もあるかもしれませんが、委員会と分科会も入れさせていただいております。25日水曜日から27日金曜日までを2委員会を同時開催としております。週が明けて30日月曜日に委員会と分科会にしております。31日火曜日を委員会予備日としております。決算ですので理科大とコロナがありますから、このように開始から5日間連続で委員会等が入ってくる日程にさせていただいておりますが、御了承いただけたらと思って案を出しております。そして9月1日の水曜日から2日木曜日、3日金曜日、週が明けて6日月曜日、7日火曜日までを一般質問の日程として5日間を設けております。8日水曜日、9日木曜日を議事整理のための休会、10日金曜日を一般会計予算決算常任委員会全体会としております。週が明けまして、13日月曜日を議事整理のための休会としまして、14日火曜日を本会議最終日とする22日間の会期日程案をお示ししております。以上になります。

長谷川知司委員長 事務局から提案がありましたが、この日程案について。一応一般質問が5日間取ってあります。20人まで可能ですが、減ったと

しても、この日程で行くということによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、一応この案で行くということです。（2）全員協議会の開催日、6月11日金曜日午前9時15分からということで、よろしいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）そのほかはありますか。

杉本保喜議員 本会議はまだ完全に終わっていませんけど、実はちょっと今回の本会議で、消防議会の報告を非常に吉永議員が苦勞されて、微に入り細にわたってしていただいたんですけれど、特に一般質問について、あそこまでやる必要があるのかなと思いました。もう少し概略的に、かいつまんで報告するようにしてもいいんじゃないかと思うんですけれど、この報告については、宇部市議会と何か調整するようなことはやっていますか。

山田伸幸議員 その点については宇部市議会に確認したんですけれど、宇部市議会では全員に配布して終わっているみたいですね。報告していません。

長谷川知司委員長 読み上げないということですか。（「はい」と呼ぶ者あり）山陽小野田市は本会議で報告するようになっていますね。

伊場勇副委員長 本市議会は宇部市議会よりもより丁寧な対応をしているかなと思っています。ただ、そこで重複している内容もあったから、少し要所をつまんでできるんじゃないかと。本会議場には貴重な時間を使ってたくさんの方が集まるから、その点はどうかというのが杉本議員の御意見なのかなと思います。報告が大分長かったところがあるかもしれません。吉永議員がいらっしゃるのでお聞きしたいんですが、思い等々がおありだったから長い報告になったと思うんですけれども、その点はどうですか。

吉永美子議員 最初に壇上で、「執行部の答弁、また議員の質疑が重なっているとところがあるかと思いますが御容赦ください」と申し上げました。今

回のことについては大変重要なこととして、だからこそ3人の議員が取り上げたというところで、端折るところはそうしたつもりですが、やはりちょっと長くなったことは申し訳ありません。とはいえ、やはり大事な職員の命に関わることですので、大切にさせていただきました。

長谷川知司委員長 これについては、消防議会議員のうちから3名出ております。この度は吉永議員が代表で報告されました。あくまでもこの報告については、消防議会議員3名できちんと話した中でされたと思いますし、今後もその消防議会議員3名できちんと話し合っただけで進めていくということであれば、それできちんと報告を受けるということでもいいんじゃないかなと思います。どうでしょうか。

吉永美子議員 あえて申し上げれば、消防組合にちょっとチェックをしてもらうということは統一しています。けれども、形とか長さとかそういうのは統一はしておりませんので、特に3人で話し合っただけでうんぬんということは、私はしていませんでした。

長谷川知司委員長 吉永議員に任されたということですね、今回。

高松秀樹委員 僕は聞いていて、まず消防議会の報告が必要か必要じゃないかというのは、あっていいんじゃないかということです。ただ、聞いていて思ったのは、やっぱり一般質問と議案との長さのバランスが非常に悪かったなと思います。我々が中心と見るのはやっぱり議案がどうなったのか、それに対してどういう質疑があったのかというところだと思っています。やっぱり一般質問のボリュームがすごく多くて、一般質問というのは議員個人の質問と捉えていますので、そんなに重要視する必要はない。しかし、吉永議員は消防議会の議員として、非常に重要な案件があったからということですが、そこは一般質問の部分をもう少し端的に報告していただけたらよかったんじゃないかなと思いました。

吉永美子議員 議案の関係に関しましては、執行部のいろいろな何費に対しての説明というところは別として、質疑については、ほとんど取り上げたつもりです。議事録を見ていただいたら分かります。

長谷川知司委員長 吉永議員も、大事と思うことを結構述べましたが、それがやっぱり長かったというのは先ほど認めていらっしゃる。それがいい悪いというんじゃないくて、今後もその3人の消防議会議員の中で話し合って、代表で誰かが報告するとき、きちんとそういう形でやっていただければいいんじゃないかなと思います。議案が大事か大事じゃないかというのは、消防議会に入っていない議員には理解できない場合もありますので、そこは消防議会議員に任せたいと思いますがどうでしょうか。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）そういうことで今後よろしく願いします。ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）では、第68回議会運営委員会を閉会します。御苦勞様でした。

午後3時 散会

令和3年（2021年）6月7日

議会運営委員長 長谷川 知 司